

銃砲所持者の皆様へ

12月4日、改正銃刀法が施行になります。

1 射撃技能講習

猟銃を所持している方（空気銃を除く）は、更新申請時に銃種ごとの射撃技能講習修了証明書（3年間有効）が必要となります。

但し、施行後初めての許可の更新を受けようとする場合は免除されます。

2 医師の診断書の添付

- (1) 厚生労働大臣が指定する「精神保健指定医」
- (2) 東京都公安委員会が認める医師

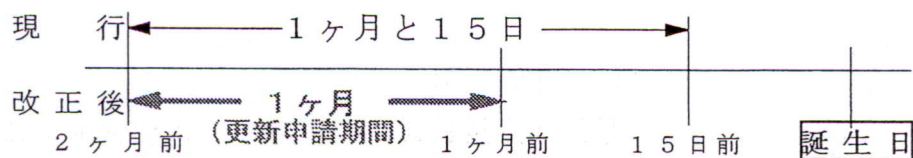
いずれかの医師の診断書が必要となります。※病院については一覧を発出する予定です。

3 認知機能検査

所持許可申請時に75歳以上、又は更新の場合には、許可が満了する日（誕生日）が75歳以上になる場合には、申請時に認知機能検査を受検することになります。

4 更新申請期間の変更

これまで、更新申請期間は有効期間の満了する日の2か月前から15日前でしたが、施行後は、有効期間の満了する日の2か月前から1か月前に変更となります。



5 手数料の変更等(変更例)

現行 ⇨ 改正後

新規申請	許可証に併記	5,400円	6,800円
	2丁目以降	3,100円	4,300円
更新申請	新たな許可証で更新	5,800円	7,200円
	2丁目以降	3,100円	4,800円
	現許可証で更新	5,400円	6,800円
	2丁目以降	3,100円	4,400円
射撃技能講習（新設）			12,300円
認知機能検査（新設）			650円

本年12月から来年1、2月に更新予定のある方は、できるだけ改正前（12月4日）に更新申請をするようお願いいたします。